

2 林国経第 182 号
令和 3 年 3 月 31 日

各森林管理局計画保全部長 殿

林野庁経営企画課長

保護林管理委員会の運用について

保護林管理委員会の設置等については、保護林制度の改正について（平成 27 年 9 月 28 日付け 27 林国経第 49 号林野庁長官通達）により、保護林設定管理要領（以下「管理要領」という。）を定め、これによるものとしたが、その運用については、下記によることとしたので、了知の上、適切に対応されたい。

記

管理要領第 6 の 1 に規定する保護林管理委員会について、開催方法等は、以下のとおりとする。

- 1 保護林管理委員会の開催に当たっては、同委員会の構成委員（以下「委員会委員」という。）の全員が出席することを原則とするが、委員の出席の調整等がつかず対面での委員会の開催が困難な場合は、書面又は Web 開催として差し支えないものとする。
- 2 保護林管理委員会の開催後は、速やかに、名簿、会議資料及び議事概要を各森林管理局のホームページで公表すること。